

役員報酬年間支給総額の設定及び報酬等の支給基準

【役員報酬年間支給総額の設定】

定款第 23 条に基づき、役員（理事・監事）の報酬について以下のように定める。

役員報酬の年間支給総額は、370 万円以内とする。

【社会福祉法人正夢の会 役員報酬等支給規程】

（総則）

第 1 条 この規程は、定款第 23 条に定める役員に対する報酬等の支給の基準について定める。

（報酬等）

第 2 条 理事並びに監事に対する報酬は、評議員会で定める役員報酬年間総額枠の範囲内において、評議員会、理事会、経営企画会議他の法人の公式会議等への出席（書面評決については欠席とする）の都度、額を定めて支給する。ただし、同一日に複数会議がある場合には重複支給はしない。また、理事会への出席のための交通費は 2,000 円とし、職務上必要な出張旅費もしくはその他必要経費は、一般職員の基準に準じて支給する。

2 平成 29 年 4 月以降、役員報酬年間総額枠及び公式会議出席時定額は以下のとおりとする。

- (1) 役員報酬年間総額枠 40 万円
- (2) 公式会議出席時定額 1 回あたり 1 万円

（手当）

第 3 条 理事長、副理事長には、前条の報酬のほかに以下の手当を支給する。ただし、月の在任期間が 10 日未満のときは支給しない。

- (1) 理事長 月額 5 千円
- (2) 副理事長 月額 2 千 500 円

（職員給与との併給）

第 4 条 役員が職員を兼務する場合には、役員報酬と職員給与を併せ支給する。

（支給方法）

第 5 条 報酬等の支払方法については、一般職員の給与等の支払方法の例による。

（本支給規程の変更）

第 6 条 本支給規程の変更は、理事会において修正案を策定し、評議員会での決議を要するものとする。

（付則）

本支給規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。